

取引相場のない株式の 個人間売買における時価とみなし贈与の課税リスク

日時 2019年 8月 19日(月) 受講料 25,000円 ※各種会員割引あり(資料代・税込)
14:00～17:00 (受付開始は30分前です) 会場 TAP高田馬場 定員 60名

講師紹介



かとう くに はる
加藤 邦治 氏 加藤邦治税理士事務所 税理士

大手会計事務所系コンサルティング会社在籍中に、合併・会社分割・事業譲渡・現物出資などの組織再編の手法を用いて対象会社の財務体質改善等を目的としたコンサルティング業務を経験。
平成18年2月に加藤邦治税理士事務所を開業。独立開業後は証券会社系の資産運用会社で不動産ファンドSPCの組成業務や企業買収ファンドの業務、持株会社や合併・会社分割等の組織再編税制を利用した事業承継対策などの実務に数多く携わる。

ごあんない

取引相場のない株式の個人間売買における価額、すなわち譲渡時価については、所得税法や相続税法において明確な算定方法がないため、実際の税実務では財産評価基本通達に基づく評価によらざるを得ません。仮にその算定方法を当該評価通達に依存するとしても、いわゆる「一物二価」の問題があります。すなわち、同じ取引相場のない株式であっても、譲受人の会社における地位が同族株主(支配株主)か、それとも同族株主以外の株主等(少数株主)かによってその時価が異なるのです。相続取得とは違って売買はその譲受人が譲渡人の親族以外のケースが少なくありません。その場合、独立第三者間取引に該当するため当事者間の合意価額が税務上の時価として認められるとのアドバイスをされている方も散見されますが、果たして本当にそうでしょうか？

また、実務上多くの場合で、譲受人側の買取り資金の調達面の問題から時価よりも低額での譲渡になりがちです。時価よりも低額での譲渡は譲受人側に相続税法7条の低額譲受けに伴うみなし贈与の課税リスクがありますが、これは知らなかったでは済まされません。そこで、本セミナーでは、取引相場のない株式の個人間売買における譲受人側の「時価」と「みなし贈与の課税リスク」の実務上の留意点について事例を用いて解説します。

講座内容

① 個人間の自社株売買における譲渡人側の課税関係

② 個人間の自社株売買における譲受人側の課税関係

- (1) 取引相場のない株式の譲渡時価とは？
- (2) 独立第三者間取引で相続税法7条のみなし贈与は適用されるか？
- (3) 譲受人側において、時価として評価通達に定める配当還元価額が認められるケースは？

③ 実務上の留意点

- (事例1) 譲渡人とは親族関係にはない退職役員からの買取り
- (事例2) 譲渡人とは親族関係にはない取引先である個人からの買取り
- (事例3) 譲渡人とは親族関係にはない他の株主グループである個人からの買取り

会員割引

- ※1 無料: 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

